

吉川小学校跡地の公共施設等運営事業の特定事業の選定について

令和3年11月15日
福岡県宮若市（農政課）

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

宮若市は、令和3年11月9日に実施方針を公表した「吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であるかを確認するための評価を行った。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、宮若市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効果的に実施できることを選定の基準とした。また、宮若市の財政負担の縮減が期待できることを基準とした。

2 評価の方法

本事業のような小学校跡地を活用し、企画運営を本市規模の地方公共団体が自ら実施している例はなく、収支算定に比較できるデータを揃えることができないため、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこととした。

なお、宮若市の財政負担の縮減が期待できることを基準とする評価については、現状の維持管理費との比較により、定量的評価を行うこととした。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

1 小学校跡地の利活用による地域活性化

本事業地周辺には、宮若市の観光地を代表する「脇田温泉」、総天然芝のグラウンドを有した「西鞍の丘総合運動公園」などが立地し、観光など誘客力の高い地域である。

吉川小学校は学校再編により暫く廃校の状態が続いていたが、AIなど先端技術の研究開発施設としてリニューアルを施し、寂れたイメージを一転させることで、

大きな話題を呼んでいるところである。

更に本事業において、同小学校グラウンドに現ドリームホープ若宮の機能を発展的に継承した「宮若市農業観光振興センター」の新築整備、既存屋内運動場を改修し、本市農産物等を使用する「産地産直レストラン」の整備を行うことで、各施設を有機的に連携し、魅力あるコンテンツを集積することにより、本地域のシンボルとして更なる誘客の向上など様々な波及効果を生み出し、地域活性化に寄与することが期待される。

2 効率的かつ効果的な運営・維持管理

本事業は、事業期間を運営権設定日から令和33年3月31日までとしていることで、従来の指定管理者制度などと比べ長期的な事業期間のため、安定的な事業運営が図られ、また、施設利用者のニーズに応じた更新投資等を柔軟に行うことを許可することで、民間事業者は高い自由度を持って、運営・維持管理を行うことができる。

これらによって、民間事業者の持つ運営・維持管理に関するノウハウを最大限活用し、効率的かつ効果的な運営・維持管理が可能となる。

3 民間事業者の独立採算制を目指した公共施設管理

本事業は、実施方針段階であらかじめ発生するリスクを想定している。本事業を特定事業として実施する場合、その責任分担を、宮若市と民間事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保ができる。

4 財政負担の縮減と公共施設等運営権対価による歳入の可能性

本事業は、施設の維持管理費用を縮減することができ、民間事業者から公共施設等運営権対価を徴収することで歳入の確保に繋がる。

第4 結論

本事業は特定事業として、実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待される。

よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。